

令和7年度杉並区区民参加型予算事業実施要項

令和7年4月1日

杉並第2961号

1 目的

杉並区（以下「区」という。）の予算編成過程に区民が参画することで、区の事業を区民に身近に感じてもらうとともに、区政への積極的な参加を促進し、より区民ニーズに沿った事業の執行や行政課題の解決につなげることを目的として、区民参加型予算事業（以下「予算事業」という。）を実施します。

2 募集テーマ

「健康・ウェルネス」に関する分野とします。

なお、「身体的だけでなく、精神的にも健康であること、そして社会的にもつながりを持ちながら、よりよく生活できる環境」を実現するための幅広い提案を対象とするものとします。

3 提案の要件

(1) 提案の募集対象とする事業は、次のアからウまでの条件を全て満たすものとします。

ア. 「健康・ウェルネス」に関するもの（区が実施可能な事業に限る）

イ. 1事業につき2,000万円以内のもの

ウ. 原則として単年度事業であるもの

(2) 次のいずれかに該当するもの又はおそれがあるものは、対象事業から除外します。

ア. 営利目的のもの又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けるもの

イ. 宗教活動又は選挙活動若しくは政治活動を目的とするもの

ウ. 現金給付を目的とするもの

エ. 法令又は公序良俗に反するもの

オ. 4「提案者」に規定する提案者の要件を満たさない者が提案したもの

カ. 5「提案方法」に規定する提案方法によらずに提案されたもの

キ. 区の施策として既に存在していると認められるもの

ク. 事業の実施が不可能なもの

ケ. その他予算事業の対象事業として区長が不相当と認めるもの

4 提案者

(1) 事業の提案者（以下、「提案者」という。）となることができるのは、提案募集開始日時時点で次のアからウのいずれかに該当する個人又は団体とし、4（2）に該当するもの

は除きます。

- ア 区内に住所を有する者
- イ 区内へ通勤・通学している者
- ウ 区内に活動拠点を有する法人又はその他の団体

(2) 次のアからオに該当する場合は提案者から除きます。

- ア 区職員
- イ 区議会議員
- ウ 区の職員が理事を務める区の外郭団体の職員
- エ 杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者
- オ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年12月16日号外法律第105号）に規定する禁止行為を行う者

5 提案方法

(1) 提案募集期間

令和7年4月15日（火）～令和7年6月30日（月）（必着）

(2) 提案の提出方法及び提出先

ア インターネットによる提出の場合

区公式ホームページに掲載する専用の応募フォームに必要事項を入力し、送信する。

イ 郵送による場合

別紙「区民参加型予算事業提案書」に必要事項を記入のうえ、以下に提出する。

宛先：〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

杉並区政策経営部企画課公民連携担当

6 提案事業の審査

提案事業の審査は、5（2）ア及びイに定めた専用の応募フォームまたは別紙「区民参加型予算事業提案書」の記載内容に基づき行い、その他の資料については審査に反映されないものとします。

(1) 第1次審査

第1次審査は、政策経営部企画課及び関係各課において、3（2）及び4（2）に該当しないことを確認するものとします。

(2) 第2次審査

第1次審査を通過した提案事業について、第2次審査を実施します。なお、第2次審査に当たっては「杉並区区民参加型予算事業審査委員会設置要領」に基づき設置する「杉並区区民参加型予算事業審査委員会（以下、「審査委員会」）」において、審査します。

ア. 課題設定・事業目的の妥当性

- ・課題設定が明確かつ事業目的が具体的であり、地域の課題の解決を図れるか。

イ. 創造性・新規性

- ・従来に無い発想や新しい考えを含んでいるか。

ウ. 地域社会への有益性・公共性

- ・提案内容が、地域において広く効果的であるか。
- ・行政が行うべき公共性を有しているか。

エ. 事業費の適正性

- ・想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか。

オ. 実現可能性

- ・事業内容が実現可能であるか。

7 区民投票

審査委員会による審査結果を踏まえ、区民による投票の対象となった提案（以下「投票事業」という。）について、次のとおり区民投票を実施します。

(1) 投票者の要件

投票をすることができるのは、投票開始日において区に住民登録のある者（以下「投票者」という。）とします。

(2) 投票者から除くもの

投票者になることができないものの要件について、4（2）と同様とします。

(3) 投票者の確認

上記（1）及び（2）について、原則、住民基本台帳による確認等を実施します。

(4) 投票回数

投票は、投票者1人につき1回とし、投票者は、その投票を取り消すことができないものとします。

(5) 投票方法

ア. インターネットによる投票の場合

区公式ホームページに掲載する専用の応募フォームに必要事項を入力し、送信する。

イ. 郵送による投票の場合

別紙「区民参加型予算事業投票用紙」に必要事項を記入のうえ、以下に提出する。

宛先：〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

杉並区政策経営部企画課公民連携担当

(6) 提案者への規制

投票事業の提案者は、投票者に対し、自らが提案した投票事業に投票するよう強制する行為や、投票しない場合に不利益を与える行為はできないものとします。

8 提案の取扱い

(1) 提案の修正

提案事業は、提案の趣旨を踏まえたうえで必要に応じて区が修正・変更を行う場合があります。

(2) 公表

受け付けた提案内容や区の審査内容について公表します。なお、提案者に対し、提案内容の審査結果や選定過程などに関する個別の回答は行いません。

9 投票結果

区長は、投票の結果を確認し、その結果を踏まえて、提案事業から予算案に反映する事業案（以下「事業案」という。）を決定し、予算案に反映します。

10 議会の議決

事業案は、令和8年度当初予算案として区議会に提案し、区議会による審議を経て、その議決をもって実施を確定します。

11 スケジュール

事業提案の募集から予算化までの手順は以下のとおりです。ただし、事業の進捗状況によってはスケジュールを変更することがあります。

期間	内容等
令和7年4月15日（火）～6月30日（月）	区民等による事業提案の募集期間
7月～9月	区による提案事業の審査
10月頃	区民投票の実施
11月頃	投票結果の公表
令和8年1月頃	令和8年度当初予算案の公表

12 その他留意事項

(1) 権利の帰属

予算事業において提案されたものに係る権利は、全て区に帰属します。ただし、提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権は、権利者に引き続き帰属します。

(2) 費用

予算事業における提案及び投票に必要な通信費その他の経費は、提案者及び投票者の負担とします。

(3) 個人情報の取扱い

区は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和 5 年杉並区条例第 6 号）の規定に基づき、予算事業により取得し、保有する個人情報を適切に管理します。

(4) その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

13 担当課

杉並区政策経営部企画課公民連携担当

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1（杉並区役所東棟 4 階）

電話：03-3312-2111（代表）内線 1413

区民参加型予算事業提案書

注意事項

※は記入必須項目です。

- ・提案者の年代、提案事業の基礎情報及び提案事業の内容は、後日公表を行います。
- ・頂いた提案事業について、区から確認する場合があります。確認に同意いただける方はメールアドレス若しくは電話番号をご記入ください。
- ・提案の趣旨を踏まえたくえて区が修正・変更を行う場合があります。

○ 提案者

ふりがな		(法人・グループによる提案の場合)担当者又は代表者名	
※氏名 (又は法人名・グループ名)		※生年月日(法人の場合不要)	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
メールアドレス		電話番号	
※応募資格	1. <input type="checkbox"/> 杉並区内に住んでいる 2. <input type="checkbox"/> 杉並区外から杉並区内へ通勤・通学している 3. <input type="checkbox"/> 杉並区内に活動拠点を有する法人・グループ		

1 を選択した方は自宅住所を、2 を選択した方は通勤・通学先の所在地及び名称を、3 を選択した方は活動拠点の所在地を記入してください。

※住所・所在地	(町名) 杉並区	丁目	番	号	通勤・通学先 名称	
---------	-------------	----	---	---	--------------	--

※以下の項目に該当しませんか。

杉並区職員
杉並区議会議員
区の特別職が理事を務める公益財団法人等の職員
暴力団(杉並区暴力団排除条例(平成24年杉並区条例第5号)に規定する暴力団をいう。)関係者
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年12月16日号外法律第105号)に規定する禁止行為を行う者

該当しません 該当します

※「令和7年度杉並区区民参加型予算事業実施要項」に同意しますか。

同意します 同意しません

○ 提案事業の基礎情報

※事業名

※事業の要約(最大200字以内)

○ 提案事業の内容

※区内における現状・課題(最大200字以内)

※事業の具体的な内容（最大800字以内）

※事業により見込まれる効果（最大200字以内）

○アンケート（任意）

区民参加型予算事業を区が実施していたことを知っていましたか。

知っていた 知らなかった

→ 「知っていた」方 令和5年度または6年度の事業提案や投票に参加しましたか。 事業提案をした 投票をした どちらもしなかった

令和7年度の区民参加型予算事業について、何で知りましたか。当てはまるものを全て選択してください。

区ホームページ すぎなみボイスまたはすぎなみプラス 広報すぎなみ 区LINE公式アカウント 区公式フェイスブック 区広報課X（旧ツイッター）
 区内施設のチラシ・ポスター イベント等で配布されたチラシ（イベント名： _____）
 その他（ _____ ）

令和8年度以降に提案を募集する場合、どのようなテーマが良いか、あなたの考えに近いものを3つまで選んでください。

防犯・防災 まちづくり 地域おこし・商店街振興 環境・みどり 健康・医療 福祉 子ども 学び
 文化 スポーツ その他（ _____ ）

区民参加型予算の取り組みに関するご意見がありましたら、記載してください（自由記載）。

アンケートの自由記載欄に頂いたご意見については、後日、区公式ホームページで公表（原則全文）します。公表を望まない方は選択してください。

私は、アンケートの自由記載欄に入力した意見の公表を望みません。

